

○理容師法施行細則

昭和六十一年四月一日

山口県規則第三十一号

理容師法施行細則をここに公布する。

理容師法施行細則

理容師法施行細則（昭和三十三年山口県規則第百二十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）の施行について、理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号。以下「政令」という。）、理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）及び理容の業に係る衛生上必要な措置等を定める条例（平成十二年山口県条例第八号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平一〇規則二八・平一二規則三五・平一五規則四・平二〇規則三九・一部改正）

（理容所の開設の届出）

第二条 施行規則第十九条第一項の届出書は、理容所開設届（別記第一号様式）によらなければならない。

（平八規則一〇一・平一〇規則二八・一部改正、平二〇規則三九・旧第九条繰上・一部改正）

（理容所の開設の届出事項の変更の届出）

第三条 施行規則第二十条の届出書は、理容所開設届出事項変更届（別記第二号様式）によらなければならない。

（平八規則一〇一・平一〇規則二八・一部改正、平二〇規則三九・旧第十条繰上・一部改正）

（理容所の廃止の届出）

第四条 法第十一条第二項の規定による理容所の廃止の届出をしようとする者は、理容所廃止届（別記第三号様式）を知事に提出しなければならない。

（平二〇規則三九・旧第十一条繰上・一部改正）

（理容所の開設者の地位の承継の届出）

第五条 施行規則第二十一条第一項、施行規則第二十二条第一項又は施行規則第二十二条の二第一項の届出書は、理容所開設者地位承継届（別記第四号様式）によらなければならない。

い。

(平八規則一〇一・追加、平一〇規則二八・平一三規則三九・一部改正、平二〇規則三九・旧第十二条繰上・一部改正)

(理容所開設確認済証)

第六条 理容所の所在地を所管する保健所の長は、法第十一条の二の規定による理容所の構造設備についての検査及び確認をしたときは、理容所開設確認済証を法第十一条第一項の規定による開設の届出をした者に交付しなければならない。

(平二規則五八・旧第二十条繰上・一部改正、平八規則一〇一・旧第十五条繰下、平二〇規則三九・旧第十六条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の理容師法施行細則第八条第二項の規定に基づき交付されている学科試験合格証明書であつて、理容師法施行令等の一部を改正する政令(昭和六十年政令第二百九十六号)附則第四条に規定する者に係るものは、理容師試験学科試験合格証書とみなす。

附 則(平成二年規則第五八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二年八月十一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に知事が行つた理容師試験に係る合格証明書の交付については、平成十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(平一〇規則二八・一部改正)

附 則(平成六年規則第一〇六号)

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第一〇一号)

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第二八号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第三五号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第三九号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第四号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三九号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第四三号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二八年規則第二七号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

(表)

理容所開設届

山口県収入証紙
貼付け欄
(消印しない
こと。)

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
(開設者) 氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

理容所	名 称				
	所 在 地				
	構造	種 別	造	天井の高さ	m
		床 面 積	m ²	床 の 材 料	
		作 業 場 面 積	m ²	腰 板 の 材 料	
		待 合 所 面 積	m ²		
	設備	理 容 椅 子	台	薬 液 消 毒 器	個
		流 水 式 の 洗 浄 装 置		紫 外 線 消 毒 器	台
		洗 髪 用 の 流 水 式 の 洗 浄 装 置		器 具 等 収 納 容 器	個
		煮 沸 消 毒 器	台	蓋 付 き 汚 物 箱	個
		蒸 気 消 毒 器	台	蓋 付 き 毛 髪 箱	個

(裏)

管理理容師	住 所			
	氏 名			
理 容 師	氏 名	登 録 番 号	登 録 年 月 日	疾 病
		第 号	年 月 日	
		第 号	年 月 日	
		第 号	年 月 日	
そ の 他 の 従 業 者	氏 名	区 分		
		1 実地習練生	2 通信教育生	3 補助者
		1 実地習練生	2 通信教育生	3 補助者
		1 実地習練生	2 通信教育生	3 補助者
		1 実地習練生	2 通信教育生	3 補助者
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日			
美 容 所 の 名 称				
美 容 所 の 開 設 予 定 年 月 日	年 月 日			
理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名				

添付書類

- 1 理容所の構造及び設備の概要を示した平面図及び当該理容所の付近の見取図
 - 2 理容師についての理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「理容師」欄の「疾病」欄は、理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病がある場合に、その旨を記入すること。
 - 3 「その他の従業者」欄の「区分」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 4 理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所を開設するときは管理理容師が理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類を、外国人が理容所を開設するときは住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)を添付すること。
 - 5 「美容所の名称」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所(美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所をいう。以下同じ。)が開設されている場合に記入すること。
 - 6 「美容所の開設予定年月日」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所に係る美容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合(現に美容所が開設されている場合を除く。)又はこの届出と同時に同項の規定による届出を行う場合に記入すること。
 - 7 「理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第3条関係)

理容所開設届出事項変更届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり理容所の開設の届出事項の変更を生じたので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

記

理容所	名 称	
	所 在 地	
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときはその者についての同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは新たに管理理容師となる者が理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類を、理容所の構造又は設備の変更に係るものであるときはその概要を示した平面図を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第4条関係)

理 容 所 廃 止 届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

記

理 容 所	名 称	
	所 在 地	
廃 止 し た 理 由		
廃 止 年 月 日		年 月 日

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第5条関係)

理容所開設者地位承継届

年 月 日

保健所長 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

(電話 局 番)

相 続
合併により理容所の開設者の地位を承継したので、
分割
下記のとおり
理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

理 容 所	名 称	
	所 在 地	
相 続	住 所	
	氏 名	
	被相続人との続柄	
合併により消滅した法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
相続開始、合併又は分割の年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 相続による承継にあつては戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し、法人の合併又は分割による承継にあつては合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
 - 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 注 届出者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第1号様式（第2条関係）

（平6規則106・平8規則101・平10規則28・平13規則39・一部改正、平20規則39・旧第10号様式繰上・一部改正、平24規則43・平28規則27・令元規則2・令3規則4・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平6規則106・平8規則101・平10規則28・一部改正、平20規則39・旧第11号様式繰上・一部改正、令元規則2・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（平6規則106・平8規則101・平10規則28・一部改正、平20規則39・旧第12号様式繰上・一部改正、令元規則2・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平8規則101・追加、平10規則28・平13規則39・平17規則64・一部改正、平20規則39・旧第13号様式繰上・一部改正、令元規則2・令3規則4・一部改正）